政　令

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十一号

国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十六条の五第二項及び第百二十六条の七の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超える任意継続組合員について、当該任意継続組合員の属する組合の定款で定めるところにより、同項第一号に掲げる額（当該組合が同項第二号に掲げる額を超え同項第一号に掲げる額未満の範囲内においてその定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額を法第四十条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額）をその者の標準報酬の月額とし、その額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつてその者の標準報酬の日額とすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の国家公務員共済組合法施行令第四十九条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に国家公務員共済組合法第三十七条第二項の規定により組合員の資格を喪失した者について適用し、同日前に同項の規定により組合員の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

財務大臣　鈴木　俊一

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十二号

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二第二項及び第百四十五条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の二に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる額が同項第二号に掲げる額を超える任意継続組合員について、当該任意継続組合員の属する組合の定款で定めるところにより、同項第一号に掲げる額（当該組合が同項第二号に掲げる額を超え同項第一号に掲げる額未満の範囲内においてその定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額）をその者の標準報酬の月額とし、その額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつてその者の標準報酬の日額とすることができる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第四十六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に地方公務員等共済組合法第三十九条第二項の規定により組合員の資格を喪失した者について適用し、同日前に同項の規定により組合員の資格を喪失した者については、なお従前の例による。

総務大臣　金子　恭之

文部科学大臣　末松　信介

内閣総理大臣　岸田　文雄

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十二月三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二十三号

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項（二）中「もの」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうちスイス協定附属書一の付録一の第二節の日本国の表の5欄に㈭を掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（四）中「物品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうちスイス協定附属書一の付録一の第二節の日本国の表の5欄に㈭を掲げる品目に分類されるもの」を加える。

別表第一の八の項（二）中「物品」の下に「のうちオーストラリア協定附属書一の第三編の第二節の日本国の表の5欄に㈰を掲げる品目に分類されるもの」を加える。

別表第一の九の項（二〇）中「並びに関税率表第二一〇六・九〇号の二の㈠のE(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品」を「、同号の二の㈠のE(a)のハの(ロ)のIに掲げる物品並びに関税率表第〇四〇三・二〇号及び第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の20のTWQ―JP20に掲げる品目に分類されるもの」に改め、同項（二一）中「もの」の下に「及び関税率表第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の22のTWQ―JP22に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（二七）中「物品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の23のTWQ―JP23に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（二八）中「物品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の19のTWQ―JP19に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（三〇）中「限る。」の下に「及び関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の28のTWQ―JP28に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（三一）中「物品」の下に「及び関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の29のTWQ―JP29に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（三二）中「小麦粉調製品」の下に「並びに関税率表第一六〇二・九〇号の二の㈡のAに掲げる物品のうち環太平洋包括的及び先進的協定附属書二―Dの日本国の関税率表の付録Aの第B節の2のTWQ―JP2に掲げる品目に分類されるもの」を加える。

別表第一の十の項中「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」の下に「（以下「欧州連合協定」という。）」を加え、同項（九）中「並びに第二一〇六・九〇号の二の㈠のE(a)のハの(ロ)のⅡ」を「、第二一〇六・九〇号の二の㈡のE(a)のハの(ロ)のⅡ」に改め、「限る。）」の下に「並びに関税率表第〇四〇三・二〇号に掲げる物品のうち欧州連合協定附属書二―Aの第三編の第B節の16のTRQ―15に掲げる品目に分類されるもの」を加え、同項（一一）中「」並びに」を「、」